

介護職員等処遇改善加算に係る情報公開（見える化要件）

尾道市（公立みつぎ総合病院）

令和 6 年度介護報酬改定にともない、従来の「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

算定要件のひとつ「介護職員等処遇改善加算に基づく取り組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること（見える化要件）」に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組（①）と介護職員等処遇改善加算の取得状況（②）を次のとおり公表します。

①賃金改善以外の処遇改善に関する取組（職場環境等要件）

区分	取組内容
入職促進に向けた取組	経営理念やケア方針の実現のための施策・仕組みなどの明確化
	事業者の共同による採用・人事ローテーションのための制度構築
	職業体験の受入れによる職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	研修の受講と人事考課との連動
	エルダー制度導入による職員育成
	上位者によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、託児施設の整備
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入
	有給休暇を年 5 日以上取得することを定め、掲示板等で周知するとともに取得状況を定期的に確認する等、有給休暇を取得しやすい環境を整備
	情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断やストレスチェックによる健康管理
	医師の問診等による腰痛対策の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性向上のための業務改善の取組	業務改善会議の実施
	定期的に会議等を開催し現場の課題等を共有
	5 S 活動の実践による職場環境の整備による安全で効率的な職場環境の構築
	業務手順書等の作成による作業負担の軽減を実施
	介護ソフトの導入
	業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備
	事務処理や I C T 環境を共同整備（事務処理部門の集約・人事管理システム（給与システム）共通化・勤怠システム共通化）
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	健康福祉展の開催や地域行事の参加等による地域住民との交流を実施
	合同研修会等の実施により介護保険や理念等を学ぶ機会を提供
	院内学会の開催等により好事例を共有

②介護職員等（福祉・介護職員等）処遇改善加算の取得状況

事業所名	サービス名	加算区分
公立みつぎ総合病院 介護老人保健施設「みつぎの苑」	介護老人保健施設	I
	短期入所療養介護	
	介護予防短期入所療養介護	
	通所リハビリテーション	
	介護予防通所リハビリテーション	
公立みつぎ総合病院 介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニット	介護老人保健施設	I
	短期入所療養介護	
	介護予防短期入所療養介護	
公立みつぎ総合病院 特別養護老人ホーム「ふれあい」	介護老人福祉施設	I
	短期入所生活介護	
	介護予防短期入所生活介護	
公立みつぎ総合病院 地域密着型特別養護老人ホーム「ふれあい」	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	I
	短期入所生活介護	
	介護予防短期入所生活介護	
公立みつぎ総合病院 グループホーム「かえで」	認知症対応型共同生活介護	I
	介護予防認知症対応型共同生活介護	
公立みつぎ総合病院 ホームヘルパーステーション	訪問介護	I
	訪問型サービス（独自）	I
公立みつぎ総合病院 介護予防センター	通所型サービス（独自）	I